

# 令和5年12月定例会 建設経済常任委員会記録

令和5年12月4日（月）

令和5年12月15日（金）

令和5年12月19日（火）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室



# 目 次

令和5年12月4日（月）	.....	7頁
令和5年12月15日（金）	.....	17頁
令和5年12月19日（火）	.....	61頁



## 令和5年12月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	12月4日（月）	委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第2日	12月15日（金）	審査日程の決定 農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第30号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div> 商工振興課審査 議案乙第30号・第34号・第35号、議案甲第68号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div> 上下水道局審査 議案乙第32号・第33号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div> 建設課・維持管理課審査 議案乙第30号、議案甲第59号、報告第14号・第15号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div> 都市計画課審査 議案乙第30号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div> 国道・交通対策課審査 議案乙第30号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div>

日次	月日	摘要
第3日	12月19日（火）	<p>現地視察</p> <p>基里OKファーム（永吉町）</p> <p>交差点交通安全対策箇所（藤木町）</p> <p>九州新幹線西九州ルートは新鳥栖駅を分岐とする意見書（案） 〔採決〕</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第30号・第32号～第35号</p> <p>議案甲第59号・第68号 〔総括、採決〕</p> <p>建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の件 〔採決〕</p>

## 12月定例会付議事件

### 1 市長提出議案

[令和5年12月15日付託]

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)	[可決]
議案乙第32号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第1号)	[可決]
議案乙第33号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)	[可決]
議案乙第35号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算(第2号)	[可決]
議案甲第59号鳥栖市空家等の適正管理に関する条例及び 鳥栖市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第68号工事請負契約の変更について	[可決]

[令和5年12月19日 委員会議決]

### 2 議員提出議案

九州新幹線西九州ルートは新鳥栖駅を分岐とする意見書(案)	[可決]
------------------------------	------

### 3 報告

報告第14号専決処分事項の報告について  
報告第15号専決処分事項の報告について

### 4 その他

委員長の互選	[令和5年12月4日互選]
副委員長の互選	[令和5年12月4日互選]
委員席の指定	[令和5年12月4日指定]
建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の件	[継続審査]
	[令和5年12月19日決定]





令和5年12月4日（月）



## 1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

年長委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

なし

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

## 5 審査日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

## 年長委員の紹介

### 赤司和広議会事務局議事調査係主事

建設経済常任委員会担当書記の赤司と申します。よろしくお願ひします。

選任後最初の委員会でありますので、委員会条例第8条第2項の規定により、年長委員が委員長の互選を行うことになっております。

本日の出席委員中、小石委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

小石委員、どうぞよろしくお願ひします。

### 小石弘和年長委員

ただいま御紹介をいただきました小石でございます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長選出まで委員長の職務を行いますので、皆様の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

## 午後3時23分開会

### 小石弘和年長委員

これより、建設経済常任委員会を開会いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

## 委員長の互選

### 小石弘和年長委員

早々ですが、委員長の互選を行います。

委員長は委員会において互選することになっております。

どういふ方法で選任するのがよいか、皆様の御意見をお願ひいたします。

### 齊藤正治委員

指名推選ということをお願ひしたいと思ひます。

### 小石弘和年長委員

今、指名推選という発言がありました。

ただいま、推選により選任してはという御意見がありました、推選によって選任することとよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がないようですので、推選により委員長の選任をいたします。

どなたか推選をお願いいたします。

#### 齊藤正治委員

藤田昌隆議員を推選したいと思います。

#### 小石弘和年長委員

ただいま、藤田昌隆委員を委員長に推選する旨の発言がありましたが、藤田昌隆委員を委員長に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、藤田昌隆委員を委員長に選任することに決定いたしました。

委員長選任まで、皆様方には御協力をいただき、ありがとうございました。

これをもって、藤田昌隆委員長と交代をいたします。

〔藤田昌隆委員長、委員長席へ〕

#### 藤田昌隆委員長

ただいま、委員長の役に御指名いただきました藤田でございます。

私、4年ぶりに建設経済常任委員会に帰ってきまして、久しぶりの建設経済常任委員会です。けど、やはり、今、大きな問題がたくさん残っております。

この問題を皆さんとともに解決しながらやっていきたいと強く思っております。

委員長職の重責をきちんと感じながら、問題解決に向けて、皆さんときちんとやっていきたいと思っておりますので、ぜひとも、御協力のほどよろしくお願いします。

これから頑張ります。

それでは、これより委員長職を務めさせていただきます。

よろしくをお願いします。（拍手）



#### 副委員長の互選

#### 藤田昌隆委員長

まず、副委員長の互選を行います。

副委員長は、委員会において互選することになっております。

どういふ方法で選任するのがよいのか、皆さんの御意見をお願いいたします。

**齊藤正治委員**

指名推選でお願いいたします。

**藤田昌隆委員長**

ただいま、指名推選で選任してはという御意見がありましたが、推選によって選任することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。推選により副委員長を選任することにいたします。

どなたか推選をお願いいたします。

**齊藤正治委員**

飛松妙子議員を推選したいと思います。

よろしく申し上げます。

**藤田昌隆委員長**

ただいま、飛松委員を副委員長に推選する旨の発言がありましたが、飛松委員を副委員長に選任することに御異議ありませんでしょうか。(発言する者あり)

こちらの議員のほうからも、違ふ人をどなたか推選したいということですか。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午後 3 時 28 分 休憩



午後 3 時 31 分 開会

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

もう一回確認をいたします。

飛松議員が副委員長として御指名を受けましたので、皆さんにもう一回お諮りいたします。

御異議ございませんか。







建設経済常任委員会委員席表

藤田昌隆委員長

○



飛松妙子副委員長 ○

久保山日出男委員 ○

和田晴美委員 ○

○ 小石弘和委員

○ 齊藤正治委員

○ 野下泰弘委員

令和5年12月15日（金）



## 1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介

商工振興課産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長 能富繁和

農林課長 楠和久

農林課農政係長 脇弘人

農林課長補佐兼農村整備係長 中垣秀隆

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 武田隆洋

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局管理課長補佐兼業務係長 於保順一

上下水道局事業課長 日吉和裕

上下水道局次長兼事業課浄水場長 平塚俊範

上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形伸

上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄

上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

建設部長 中島勇一

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設課長補佐兼住宅係長 熊田吉孝

建設課営繕係長 犬塚毅

建設課整備係長 立石佳照

建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

維持管理課長補佐 山下美知

維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠

維持管理課維持係長 天本清二

建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長 向井道宣

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

都市計画課長補佐兼庶務係長 三橋秀成

都市計画課長補佐兼計画係長兼駅周辺推進室長補佐兼駅周辺推進係長 木原智範

国道・交通対策課長 森岡敬晶

国道・交通対策課道路・交通政策係長 舟越健策

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

#### 5 日程

審査日程の決定

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

#### 商工振興課審査

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第35号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）

議案甲第68号工事請負契約の変更について

〔説明、質疑〕

#### 上下水道局審査

議案乙第32号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）

議案乙第33号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）

〔説明、質疑〕

#### 建設課・維持管理課審査

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第59号鳥栖市空家等の適正管理に関する条例及び

鳥栖市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

報告第14号専決処分事項の報告について

報告第15号専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

#### 都市計画課審査

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

#### 国道・交通対策課審査

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし



午前10時43分開会

藤田昌隆委員長

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。



**審査日程の決定**

藤田昌隆委員長

初めに、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

本日、経済部、上下水道局、建設部の順で議案審査を行い、12月18日月曜日を予備日とします。

それから、12月19日現地視察、自由討議、総括、採決という日程にしております。

現地視察につきましては、副委員長から説明をお願いいたします。

飛松妙子副委員長

現地視察でございますが、現在、視察先の候補として基里OKファームがございます。

もし、委員からほかに御希望があれば、調整をしてみたいと思いますので、本日中に教えていただければと思います。

視察がなければ、19日は視察を行わずに自由討議、総括、採決とすることがございますが、できれば基里OKファームさんのほうに行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

そうしたら、希望があれば副委員長のほうによろしく願います。

審査日程については、以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

それでは、付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時45分休憩



午前10時47分開会

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶をお受けしたいと思っております。

**宮原信経済部長兼上下水道局長**

12月定例会の建設経済常任委員会におきまして、経済部、上下水道局の御審議いただきます議案につきましては、甲議案1件及び乙議案5件でございます。

甲議案は、新産業集積エリア整備事業の造成工事において、アサヒビール株式会社の建物等の配置計画に沿ったオーダーメイド型の同工事に係ります仕様変更に伴い、契約金額を変更するものでございます。

また、乙議案は、一般会計及び産業団地造成特別会計、並びに、水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算に係るものでございます。

その概要につきまして申し上げます。

農林課関係では、本年7月の豪雨によります、林道、農地、農業施設等の災害復旧に係るもの、並びに、地域農業の担い手となる農業者に対する園芸施設整備及び機械の導入への支援に係るものなどでございます。

商工振興課関係では、一般会計では、小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺を産業団地として開発する事業者の選定に係るもの及びプレミアム付商品券発行に係るものなどでございます。

産業団地造成特別会計につきましては、新産業集積エリア整備事業で整備した用地の一部をアサヒビール株式会社に売却することによるものでございます。

また、給与改定、人事異動によります職員の給与等の補正につきましては、各課において、所要の額を補正をさせていただいております。

この後、各課長から、委員会資料に沿いまして御説明をさせていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

**藤田昌隆委員長**

ありがとうございました。



## 農林課・農業委員会事務局

### 議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

#### 藤田昌隆委員長

それでは、農林課、農業委員会事務局関係議案の審査を始めます。

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 庄山裕一農業委員会事務局長

それでは、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、農業委員会事務局、農林課関係分につきまして御説明をいたします。

補正予算説明資料の議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）をお願いいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、農業委員会事務局関係分について御説明をいたします。

歳出についてでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費のうち、節2給与、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、農業委員会事務局職員5名分の給与改定等に伴う補正でございます。

以上でございます。

#### 楠和久農林課長

続きまして、農林課関係分について御説明いたします。

委員会資料3ページをお願いします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目2災害復旧費分担金、節1農林水産施設災害復旧費分担金につきましては、令和5年7月豪雨により発生した農地及び農業用施設の災害復旧工事費に対する受益者分担金でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6災害復旧費国庫補助金、節1農林水産施設災害復旧費国庫補助金につきましては、令和5年1月豪雨により発生した農地、農業用施設及び林道の災害復旧工事費に対する補助金でございます。

4ページをお願いします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金につつま

しては、環境保全型農業直接支払事業費補助金の減額補正、さが園芸888整備支援事業費補助金の補正及び農業次世代人材投資資金事業補助金の補正でございます。

詳細は歳出にて説明させていただきます。

目9災害復旧費県補助金、節1農林水産施設災害復旧費県補助金につきましては、令和5年7月豪雨により発生した林道の災害復旧工事費に対する補助金でございます。

5ページをお願いします。

項3委託金、目2農林水産業費県委託金、節1農業費委託金につきましては、人件費の補正に伴う委託金の増額でございます。

款20繰入金、項1基金繰入金、目4森林環境譲与税基金繰入金、節1森林環境譲与税基金繰入金につきましては、人件費の補正に伴う繰入金の増額でございます。

6ページをお願いします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、環境保全型農業直接支払交付金の返還金でございます。

7ページをお願いします。

款20市債、項1市債、目10災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債につきましては、令和5年発生災害復旧事業に関する起債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いします。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、節2給料から節4共済費につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の減額補正でございます。

9ページをお願いします。

目3農業振興費、節7報償費につきましては、ミカンの栽培で新規就農される農業者へ指導、助言をしていただく方への謝金でございます。

節18負担金、補助及び交付金について説明させていただきます。

環境保全型農業直接支払事業費補助金につきましては、取組を予定されていた農業者が、本年度は取組を行われないこととなったため、減額するものでございます。

さが園芸888整備支援事業費補助金につきましては、10ページの主要事項説明書を御覧ください。

今回は、いちご用省力防除機械、ばれいしょ収穫機、キャベツ用大型鉄コンテナ、キャベツ運搬用機械、計4件に対する補助金でございます。

9ページにお戻りください。

農業次世代人材投資資金につきましては、本年度ミカン栽培で新規就農されております農

業者に対する補助金でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、環境保全型農業直接支払事業費補助金の返還金でございます。

内容といたしましては、令和2年度及び令和3年度に、有機農業の取組に対して補助金を交付しておりましたが、有機農業の対象外となる資材を使用されていることが判明したため、補助金を返還するものでございます。

経緯といたしましては、県の特別栽培農産物表示制度の実績報告で、事実が判明したものでございます。

11ページをお願いします。

目5農業生産基盤整備費、節1報酬から節4共済費につきましては、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

12ページをお願いします。

目6農地等保全管理費、節1報酬から節4共済費につきましては、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

13ページをお願いします。

項2林業費、目1林業総務費、節2給料から節4共済費につきましては、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

14ページをお願いします。

目2林業振興費、節1報酬から節4共済費につきましては、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

15ページをお願いします。

目4治山事業費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、佐賀県治山林道協会負担金の決定により補正するものでございます。

16ページをお願いします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節14工事請負費につきましては、令和5年豪雨により被害が発生した農地、農業用施設及び林道の災害復旧工事費、並びに、8月の落雷により被災しました河内防災ダムの気象観測装置等の被害に対する災害復旧費でございます。

17ページをお願いします。

併せて別添で災害の地図をお出ししております。

今年度の災害についてです。

現年発生公共災害復旧費につきましては、林道災害が九千部山横断線、横井線、鬼迫線で

発生しました7か所、農地、農業用施設につきましては、蔵上井堰と河内町の農地災害の2か所、河内防災ダムの落雷被害につきましては、観測設備、表示制御装置、監視カメラ等の被害となっております。

単独災害復旧費につきましては、西十郎線1か所となっております。

18ページをお願いします。

繰越明許費でございますが、ばれいしょ収穫機について、受注生産であることから今年度中に納品されないため、繰り越すものでございます。

災害復旧費につきましては、工事完了に必要な工期を年度内に確保することができないため、繰り越すものでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算説明とさせていただきます。

#### **藤田昌隆委員長**

どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

#### **野下泰弘委員**

17ページの河内防災ダム施設の落雷の件ですけれども、これは、そもそも避雷針等っていうのは、ついてなかったんでしょうか。

#### **楠和久農林課長**

施設に避雷針はございます。

ただ、今回の落雷は、避雷針ではなくて周辺に直接雷が落ちたという状況になっております。

#### **野下泰弘委員**

そうしますと、今後1,300万円かけて補修するということですが、その対策込みの費用ということになりますか。

#### **楠和久農林課長**

今回災害復旧費として上げておりますのは、あくまで被災したものに対する復旧費でございますので、避雷針とかそういったものは含んでおりません。

#### **野下泰弘委員**

そうしますと、今後、避雷針が施設にはあるけど近隣に落ちた場合というのは、また壊れる可能性があると思うんですが、その対策というのはどうされるんですか。

#### **楠和久農林課長**

現状、避雷針があるのに何で避雷針じゃないところに落ちたのかっていうはっきりしたと

ころは把握しておりませんが、どこまで可能なのかわかりませんが、そういったことについては検証をしてみたいと考えております。

**野下泰弘委員**

もちろん検証もですが、対策ですよ。

山の上なんで、今後、似たようなことが起きたときも壊れないような対策を、ぜひ、検討をお願いいたします。

**藤田昌隆委員長**

ほかには。

**小石弘和委員**

九千部山横断線、17ページ。

落雷が落ちてこれだけの災害が起きたという理解でいいんですか。

**楠和久農林課長**

落雷は河内ダムの観測施設等ですので、林道等は豪雨による災害でございます。

**藤田昌隆委員長**

ほかには。

**和田晴美委員**

款6の節22の返還金について、有機野菜のどうのこうのということであってということでしたが、これについて、事前に知って返還を求めたということですが、助成先にこれがなぜかと、どうしてこういうふうになったかっていう部分のヒアリングをしていましたら、詳細内容をお願いいたします。

**楠和久農林課長**

対象の農家さんと話はさせていただいております。

話の経過としましては、市に出される有機農業の補助金の申請につきましては、今回、使用できない資材が使われてる——そういった何の資材を使うっていうような項目は、申請の中にはございません。

ですので、申請段階では市は把握することはできなかったんですけども、県のほうで補助金とは別に、有機農業ではないんですけども、特別栽培で農薬等を減らしてますよという表示ができる制度がございます。

その申請の際に、その資材を上げてあります。

それは県のほうで受付をされるんですけども、県のその別の申請の中で、使ってはいけない資材が使われてるっていうのが分かりましたので、それをもって市のほうに話がありました。

それについて農家の方と話をさせていただいて、何度か話をさせていただいたんですけども、最終的には、事実としては、資材が令和2年度から制度の改正があっておりまして、そこで使ってはいけなくなってます。

で、そういった話をさせていただいて、御納得していただいて、今回返還という措置を取らせていただいております。

**和田晴美委員**

おおむね理解ができました。

それに関してまた聞かせてください。

では、農家の方に御納得いただいたということで、次からまた頑張るということだと思っておりますけれども、これを返還することに当たって、今後、補助金などをその方が申請するときに、補助金対象外にならないかだけ御質問をさせていただきますでしょうか。

**楠和久農林課長**

この返還をもって今後申請ができないと、そういうことはございません。

あくまで条件を満たせば、補助金は申請できます。

ただ、今回減額補正をさせていただいてる分で、今年度はもう申請されないというふうにされております。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で農林課、農業委員会事務局関係議案に対する質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

**午前11時5分休憩**



**午前11時10分開会**

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。





## 商工振興課

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

### 藤田昌隆委員長

これより、商工振興課関係議案の審査を始めます。

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）及び議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長

それでは、商工振興課関係分について御説明をいたします。

委員会資料は19ページでございます。

目1 商工総務費につきましては、給与改定等に伴います経済部長及び商工振興課職員の人件費の補正でございます。

次に、目2 商工業振興費、節7 報償費についてでございますが、小郡鳥栖南スマートインターチェンジの産業団地、(仮称) サザン鳥栖クロスパークに係る開発事業者選定委員の謝金でございます。

状況等を申し上げます。

10月13日から11月22日まで、開発事業者を募集いたしまして、グループも含め、5者から参加表明書が提出をされているところでございます。

選定委員によりヒアリングを、令和6年1月下旬頃に予定しております。

選定委員につきましては、学識者や地元、行政を含め6名で予定しております。

その後でございますが、令和6年2月頃に開発事業者の選定結果を公表後、選定された開発事業者と基本協定の締結を予定しているところでございます。

続きまして、追加議案になりますけれども、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、商工振興課関係分について御説明をいたしたいと思っております。

別途、委員会資料を提出をしておりますので、そちらの2ページをよろしいでしょうか。

物価高騰対策及び事業者支援といたしまして、プレミアム付商品券発行事業（第4弾）を

実施をいたします。

次の3ページをお願いいたします。

事業内容といたしまして、これまでと同じく、1セット5,000円分の商品券を4,000円で販売をいたします。

プレミアム率は25%、1セットの内容もこれまでと同様でございます。

全店舗で使える共通券2,500円分、大型店以外で使える専用券2,500円分といたします。

なお、購入対象者は市民といたします。

次の4ページをお願いいたします。

本事業につきましては、年度をまたぎますものですから、繰越明許費の設定を行います。

プレミアム付商品券発行事業に関しましては、別途委員会参考資料を提出をいたしております。

委員会参考資料のほうを御参照いただけますでしょうか。

資料をめくっていただきまして、2ページでございますけれども、プレミアム付商品券(第4弾)の発行総額につきましては、今回、電子、紙ともに各1億円分、合わせて2億円分を予定しております。

購入限度額は、今回、1人当たり電子、紙ともに5セットずつ購入できるように予定しているところでございます。

なお、購入に関しましては、電子、紙ともに事前申込み制といたします。

また、申込み多数の場合は、抽せんいたします。

販売、使用期間についてでございますが、令和6年3月下旬から7月末までといたしたいと考えております。

取扱店の換金期間は、8月末までを予定しております。

3ページをお願いいたします。

事業明細の見込額でございます。

プレミアム費が4,000万円、商品券のシステム費用等が1,561万5,000円、印刷、広報費及び通信運搬費が1,294万1,000円、それから、管理費は994万4,000円。

合わせまして7,850万円の見込みとなっております。

以上、一般会計補正予算の説明を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **和田晴美委員**

プレミアム付商品券について御質問させていただきます。

これまで、コロナ対策と物価高騰対策が第3弾、第4弾ってということで、これまで、これだけじゃない、そのほか非課税者に対してとかいろいろやっておられてますが、要は、それだけコロナだとか、物価高騰だとかへの効果が出てのかっていうのを、感覚的でもいいので、まずはその点からお尋ねさせていただけますでしょうか。

どのように考えているのかとかどういうふうに……、今まで第1弾からずっと分析されると思うんですけども、それについてお尋ねさせてください。

#### **古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長**

プレミアム付商品券につきましては、現在第3弾を行っている状況でございます、和田議員御指摘のように、第1弾目、第2弾目は、コロナ対策ってということで実施をしております。

で、今実施している第3弾、その次の第4弾につきましては、物価高騰対策ということで実施をするところでございます。

効果といたしまして、第1弾の発行総額が3億7,500万円に対しまして、換金総額が3億7,420万円ほどでございます。

結果といたしましては、換金比率で申し上げますと、第1弾につきましては、99.7%の換金となっているところでございます。

第2弾につきましては……。

#### **樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長**

和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

第2弾につきましては、当初発行額につきましては、6億2,500万円。

それから、第2弾は昨年11月に追加をさせていただいたんですが、それが電子だけで2億円。合わせて8億2,500万円の発行額に対しまして、換金額が8億2,317万3,163円、換金率が99.78%という高い効果でございました。

こちらにつきましては、基本、コロナによる事業者支援を第一義に、それから、市民の方々の生活支援という観点も備えておりました状況でございます。

結果的には、このような高い換金率で、アンケートも行いましたけれども、第1弾、第2弾ともに消費者の方に非常に喜ばれている、それから、店舗の方にもお喜びいただいた状況ということでございます。

第3弾につきましては、現在まだ執行中でございますが、11月末現在で、換金率が49.08%ということで、電子のほうは54.1%、紙が44%で、合わせて49%という状況でございます。

まだ12月と1月とありますので、半分近く行ってますけれども、順調に利用されているのではなかろうかと思っておりますところでございます。

物価高騰対策につきまして、まだ具体的な店舗の使用状況とかは確認できていませんが、第1弾、第2弾とも、業種については物販についての御利用が高いので、やはり、コロナ禍等々において、物価高騰において、市民の方は、やはり、生活日用品のほうで御利用されている状況ではなかろうかと思っておるところでございます。

以上でございます。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございます。

新たな情報を頂きまして、やっぱりっていうことを思っております。

なぜかと言いますと、やはり長期化になって、特に高齢者の方が苦しいという御意見を頂くことができましたので、先ほどの質問は、本当に困ってる方に、より多く行ってほしいなという思いがあったので、質問させていただきました。

これに関して、あと2点ほどお尋ねさせてください。

やはり、第2弾、第3弾のアプリ、デジタル版が非常に使いやすいということで、第3弾は第2弾と一緒にしていただいたと。

で、これからの第4弾についても、どのようなお考えかということと、あと、ちょっと分からないのが、本年度の補正予算に対して発行が3月末と、年度をまたぐわけですね。

こういった場合の決算ってどういうふうになるのかだけ簡単に教えてもらってよろしいですか。

ここで質問していいのかも含めて、また別のほうで答えるなら別だと、教えていただけますでしょうか。

#### **樋本太郎商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長**

まず、1点目の御質問についてお答えさせていただきます。

業者につきましては、議決いただいた後になります。業者選定というものを考えておられます。プロポーザル方式で行う予定にいたしております。

ですので、そちらで選定させていただいた結果になろうかと思っております。

和田議員からお褒めの言葉を頂きありがとうございます。今まで以上に使いやすいアプリの導入に向けた選定をいたしたいと思っております。

それから、年度をまたぐ場合の決算の在り方でございますけれども、実は令和3年度と令和4年度の第1弾のプレミアム付商品券事業、これも、コロナ禍で急ぎ事業を行う必要があるということで、年度またぎで、急遽1月に臨時会を開かせていただきまして、3月にという形でさせていただいたことがございました。

そのときの決算ですけれども、まず、年度内といえども、事業といたしましては、例えば、

紙商品券の印刷であったりとか、取扱店舗さんの販売ツールとか、そういったものは事業の利用開始前につくったりいたしますので、それは当年中の執行額として決算で上げさせていただいて、残りの部分について繰越しという形になります。

端的に申し上げますと、今回、100万円か200万円を令和5年度中に執行させていただいて、翌年度に残りの7,000万円程度を繰越しさせていただくというような形になると考えております。

以上でございます。

**和田晴美委員**

ありがとうございます。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

ほかには。

**飛松妙子委員**

先ほどのプレミアム付商品券の販売期間ですが、3月下旬からということですが、これをもうちょっと前倒ししていただくことで、新年度にいろいろなものを購入する方の助けになるのではないかと思うんですが、その辺りの検討はされましたでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長**

そういうお声も頂いておりますことから、できる限り前倒しをして、行ってまいりたいと考えてます。

**飛松妙子委員**

分かりました。

もうできるだけ早く、3月上旬から、2月下旬でもいいんですけど、していただけるように努力をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本当にありがたいプレミアム付商品券になっておりますので、よろしく願いいたします。

**齊藤正治委員**

報償費の謝金は、ここで質問せにゃいかん話でしょうけれども、令和6年2月頃に選定をされるということだと思えますけれども、その内容について、基本的に、もう5者出てきてるわけですよ。

で、5者の中で、企業名、どういう企業を誘致されるかっていうものまで出てきてるのか、出てきてないのか。

**古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長**

現段階では参加表明書を提出いただいている段階でございますので、そういった提案書につ

きましては、年明けて1月15日までに提出をしていただく運びとなっておりますので、それについては、まだ5者とも出てまいっていない状況でございます。

**齊藤正治委員**

恐らく出てきた段階で――何社出てくるのか分かりませんが、面積とかいろんなものが、この会社はこういう面積が……、そういうのが出てくると思うんですけども。

区画割りをされるわけでしょうけれども、その区画割りはいつされるのか。

**古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長**

実際の現地の土地利用といいますか、区画割りをおっしゃってあるとすれば、それについては、造成の開始につきましては、早くても令和9年度からを想定しておるところですが、その時点でないと、きちっとしたといいますか、区画割りについては、その造成の区画割りにていうことで、開発許可の申請とかをするわけですけども、そこが一番正確な区画割りになろうかと思えます。

**齊藤正治委員**

これまでの商工振興課の私たちに対する報告とかを見てると、ちょっとざっとされてるかなって感じがするんですけども。

そういったところをタイミング的に、このタイミング、このタイミングってあると思うんですよ。

だから、それについては委員会のほうに御報告をお願いしたいということが1点。

もう一つは、一般質問でも質問いたしましたけれども、区画割りされるところの区画道路等々につきましては、地元の建設業界に市が直接発注をしていただきますように、最初から、今の段階だったらできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

**藤田昌隆委員長**

答弁は要りませんね。

要望という形でいいですか。

答弁を求めますか。

**齊藤正治委員**

何かあれば。

**古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長**

ありません。

**藤田昌隆委員長**

じゃあ要望という形で。

ほかには。

[発言する者なし]



**議案乙第35号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）  
議案甲第68号工事請負契約の変更について**

**藤田昌隆委員長**

それでは、次に、議案乙第35号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）及び議案甲第68号工事請負契約の変更について、一括議題といたします。

説明をお願いします。

**古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長**

次に、産業団地造成特別会計補正予算及び議案甲第68号工事請負契約の変更について、一括して御説明を申し上げたいと思います。

委員会資料の5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、市債の減額補正につきましては、土地売払収入に伴います減額補正となっております。

次に、土地売払収入でございます。

これは、整備が完了いたしました1工区約13ヘクタールのうち、アサヒビール株式会社に工場敷地として約10.5ヘクタールを引き渡すに当たりまして、納付いただく土地代金25億8,104万8,000円でございます。

委員会資料の6ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、先ほど申し上げました土地売払収入と市債—起債が10万円単位でしか行えませんが、土地売払収入と10万円単位の起債の差額分4万8,000円について、歳入と歳出を合わせるために、印刷製本費を補正するものでございます。

委員会資料の7ページをお願いいたします。

7ページに図面を載せておりますけれども、こちらはアサヒビール株式会社に引き渡す工場敷地区域の図面となっております。

次に、追加議案の議案書をよろしいですか。定例会議案その2っていうやつです。

ページ数で言いますと9ページ、議案甲第68号をお願いいたします。

工事請負契約の変更についてでございます。

新産業集積エリア整備事業造成工事1・2工区のうち、1工区の完了に当たりまして、工

事請負契約を変更いたしますが、造成工事1・2工区の当初の契約金額税込19億2,500万円を、今回、16億7,258万3,000円に変更いたします。

変更の主な理由は、アサヒビール鳥栖工場の建物等の配置計画に沿ったオーダーメイド型による仕様変更によるものとなっております。

次に、議案甲参考資料、3ページをよろしいでしょうか。

こちらは、工事請負契約変更の仮契約書でございます。

変更請負代金の差額は2億5,241万7,000円でございます。

次の4ページをお願いいたします。

造成工事区域の図面となっております。

今回変更いたします工事請負契約の工事区域は、斜線の部分となっているところでございます。

以上、説明を終わります。

**藤田昌隆委員長**

ありますか。

**飛松妙子委員**

説明ありがとうございます。

7ページについてる図案ですが、1工区、2工区、3工区とあって、斜線の部分が引渡し区域ですってことで書かれてるんですが。

造成が終わった面積が10.5ヘクタールってことだと思うんですが、もともと造成工事は1工区のみをされてあったのか、この図面でいくと、この赤の1工区と下のほうの2工区の予定だったのか。

で、そのうち、この1工区の斜線の部分が今回の引渡し分ですってということなのか。

その辺りを御説明いただいてよろしいですか。

**古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長**

工事の発注は、1工区、2工区合わせて発注をしております。

1・2工区で発注をしております。

それで、今回引き渡すのは、そのうちの1工区のうちの引渡し面積10.5ヘクタールとなっております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

もうちょっと確認をさせていただきますが、1工区と2工区の造成工事を予定して、今回終わった場所が1工区で、引渡しなのか、全部終わってるんだけど、引渡しがこの1工区の



10.5ヘクタールなのかを教えてください。

**古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長**

1工区のほうを先に終わらせておまして、その終わった部分について引き渡すものでございます。

2工区は、現在まだ造成工事中でございまして、そこも造成が完了後、予定ですと年明けで令和6年2月か3月ぐらいで引き渡す予定としております。

**飛松妙子委員**

では、その1工区の右側の空白の部分、線が書かれてない部分は1工区でよかったですよね。

ここの部分はまだ終わってないってことでよかったですでしょうか。

**古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長**

1工区は全て終わっておりまして、そのうちの引き渡すところが斜線の部分でございます。斜線がついてない部分については、調整池の部分になります。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

**飛松妙子委員**

分かりました。

ありがとうございます。

**藤田昌隆委員長**

ほかにないですか。

**齊藤正治委員**

アサヒビールについて質問させていただきます。

この操業開始に向けた、一番のキーは、中原鳥栖線の下野から江島までの道路整備を——これもこれまた要望になるけれども、今みたいな状況ではなかなか進まないと思うんですよ。

だから、これをもうちょっと……、この間信号機をつけるのに4回ぐらい副市長が警察に行ったりおっしゃってましたけれども、これはもう毎日でも行ってもいいぐらいの案件だと思いますんで、ぜひ、早急な対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**古沢修経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長**

商工振興課といたしましても、早急な整備をお願いしたいと思っておりますので、おっしゃられるとおりでと思っております。

**藤田昌隆委員長**

よろしくお願いします。

ほかには。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、上下水道局関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

**午前11時39分休憩**

oo

**午前11時44分開会**

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

oo

**上下水道局**

**議案乙第32号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）**

**議案乙第33号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）**

**藤田昌隆委員長**

これより、上下水道局関係議案の審査を始めます。

議案乙第32号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案乙第33号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**犬丸章宏上下水道局管理課長**

初めに、議案乙第32号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

まず、収益的支出についてでございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費から目5総係費までにつきましては、上下水道局職員のうち、21人分の人件費に関しまして、給与改定、人事異動等に伴い補正するものでございます。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2浄水設備費、目3送配水設備費につきましては、上下水道局職員のうち、3人分の人件費に関しまして、給与改定等に伴い補正するものでございます。

以上で、議案乙第32号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

#### **日吉和裕上下水道局事業課長**

続きまして、議案乙第33号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

委員会資料の4ページをお願いいたします。

まず、収益的収入についてでございます。

款1下水道事業収益、項2営業外収益、目3他会計補助金につきましては、後で御説明をいたします、収益的支出及び資本的支出の補正に伴いまして、一般会計からの補助金を補正するものでございます。

次に、収益的支出についてでございます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費から目5総係費までにつきましては、上下水道局職員のうち、10人分の人件費に関しまして、給与改定、人事異動等に伴い補正するものでございます。

次に、資本的支出についてでございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費につきましては、上下水道局職員のうち、6人分の人件費に関しまして、給与改定等に伴い補正するものでございます。

以上で、議案乙第33号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

#### **藤田昌隆委員長**

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、上下水道局関係議案に対する質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

**午前11時48分休憩**



**午後 1 時 9 分開会**

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶を頂きます。

**中島勇一建設部長**

建設部でございます。

まずは、建設課、維持管理課のほうから説明をさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。



**建設課・維持管理課**

**議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）**

**藤田昌隆委員長**

それでは、建設課、維持管理課関係議案の審査を始めます。

はじめに、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、建設課分につきまして、補正予算説明資料に基づき御説明をいたします。

歳出でございます。

1 ページをお願いいたします。

款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費のうち、節2の給料から節4の共済費につきましては、給与改定及び人事異動等に伴う補正でございます。

その下、目1 住宅管理費のうち、節2 給料から節4 共済費につきましても、給与改定及び人事異動等に伴う補正でございます。

以上、御説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

#### **大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

引き続きまして、補正予算中、維持管理課関係分につきまして御説明申し上げます。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16 国庫支出金、項1 国庫負担金、目4 災害復旧費国庫負担金、節1 土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、本年7月の大雨により被害が発生しました立石・御手洗滝線などの災害復旧に要する経費に係る国の負担金でございまして、補助率は3分の2となっております。

次に、款23 市債、項1 市債、目10 災害復旧債、節2 土木施設災害復旧債につきましても、7月の大雨に伴う災害復旧に要する経費に係る市債でございます。

3 ページをお願いいたします。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

款8 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費、節2 給料から節4 共済費までにつきましては、給与改定及び人事異動に伴う補正でございます。

4 ページをお願いいたします。

目2 道路維持費、節1 報酬及び節3 職員手当等につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額補正でございます。

次に、節12 委託料につきましては、後退道路用地測量に要する経費を計上いたしております。

次に、目5 交通安全対策事業費、節14 工事請負費につきましては、交通安全施設に関する工事費でございます。

別添の参考資料を御覧ください。

令和4年度の通学路合同点検の際に、対応が必要な危険性の高い交差点との指摘がございました、藤木町交差点、大官中央交差点、蔵上町北側交差点、弥生が丘駅前交差点の4か所につきまして、ボラード——車止めですね、や、カラー舗装等の設置に要する経費を計上いたしております。

以上、説明を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **和田晴美委員**

御質問させていただきます。

最後に御説明がありました交差点交通安全対策、このガードパイプを調査を基にとおっしゃいましたけれども、調査をして、全区域でこの4か所だけということでしょうか。

確認でございます。

この4か所以外にあるのかないのか、この4か所だけなのか、御質問させてください。

#### **大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

調査といたしましょうか、毎年、学校関係と一緒に通学路の合同点検というのを行っておりまして、鳥栖市も道路管理者として参加しております。

この中で、令和4年度の通学路合同点検において、対応が必要というお声がありました、この上げております当該4か所の交差点につきまして、車止めやカラー舗装による安全対策を行うものでございます。

以上です。

#### **和田晴美委員**

それに加えて、もう一点御質問させてください。

これで必要だったのはこのガードレールだけで、違うのかもしれないんですけども、例えば、前も言っていました点字ブロックとかそういったものは、今回は、なしということですね。

すみません、よく分かってないので、お願いいたします。

#### **大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

交通安全施設、今おっしゃった点字ブロックなどについての対応についての予算は、当初予算などでも計上いたしております。

で、申し上げましたとおり、毎年通学路点検というものを行っておりますけれども、その中で、当初予算の中でこの4か所の対応ができなかったもので、今回、追加の予算をお願いして、この分については早急に対応する必要があるということで、今回の補正予算でお願い

いをしているところでございます。

以上です。

#### **野下泰弘委員**

同じところで関連ですけど。

本年度、佐賀県のほうが鳥栖市内36か所ほどにボラード等の設置をされてるということをお伺いしてるんですけど、自転車の通行時に当たるですとか、ボラードの間隔は分からないんですけど、場所によっては曲線状に置かれてるので、自転車が真っすぐ進入しにくい。

例えば、真っすぐ行って——ボラードはもう曲線状に置かれてますので、ちょっと直進に入るような形で入るようなところも見受けられる。

あともう一点が、景観に合わせたボラードの設置というところで、黒いボラードが建っているというところで、夜中だと非常に見にくいというところを御指摘頂いてるんですが、今回のボラード設置に関して、各箇所どのような色、そして、夜間対策、あと、間隔等教えていただければと思います。

#### **大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

個別に申し上げますと、ボラードといいましょうか、石など——擬石ですけど、石に似せた造りのものですが、そういったもので車止めが既にあるところにつきましては、今立っているものが、強度が若干弱いものがございますので、車をしっかり止めるためのボラード——車止めに替えると。

今あるものを替えるということを前提にしております。

そのほか、交差点のカーブ区間などについて、場所によっては、車を止める強度を持つガードパイプなどで、横断歩道以外のところについて——要は、通常横断すべきでないところについては、ガードパイプ等で遮断するというようなことで、対応していく予定にしております。

色につきましては、今のところ、白や黄色などを想定しております。

以上です。

#### **野下泰弘委員**

そうしますと、夜間でも見える、あと、反射板等、一部、鳥栖市内の箇所によっては、明かり、ちかちか光るような電気をつけるということをお伺ってるんですが、今回の場所においてはいかがでしょうか。

見えやすいというところでよろしいですか。

#### **大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

今、私どもが予定してる中で、発光するようなものは予定しておりませんが、反射

板などは、当然、設置に合わせてつけていきたいと思っております。

以上です。

**野下泰弘委員**

繰り返しになるんですけど、今置いてある石のところのやつを白か黄色の柱に替えるというところで、追加はないという認識でよろしいですか。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

道路構造令等によりますと、車止めの間隔というのは、1メートルから1.5メートルで設置するという必要がございます。

で、要は、それは柱の間を車が通り抜けたりしないようにという間隔で定められております。

ただ一方で、実際、今立てているのは県道の分ですけれども、それで、今おっしゃるような、けがなどのお声が市のほうにも来ておりますので、今回対応してる分については、既存のものをそのまま入れ替えるということで考えておるところでございます。

必要に応じて、将来的には増設することも考えられますけれども、今回の部分は、あくまでも既存の入替えということで予定しております。

以上です。

**野下泰弘委員**

ありがとうございます。

既存のところの設置の入替えというのは問題ないと思うんですけど、鳥栖市内の道であれば、歩道を自転車を通るっていうことが、やっぱりかなりありますので、今後設置を増やすということがある場合は、気をつけていただければと思います。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

今、ボラードという話で、先に県道の交差点の四隅をやるってというような説明を誰からか受けたんですが、これは市単独と。

県と連携はしてないんですか。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

道路管理者が設置するものでございますので、県道については県で設置されております。

ですので、場所については、例えば、1つの交差点を県と市で、とかいうことではやっておりません。

**藤田昌隆委員長**

これは、今、4つ上げてありますけど、危険度の優先順位とか、区長さんとかからずっと



要望が出てるじゃないですか。

それは参考にはしてない？

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

今回上げております4か所は、繰り返しになりますけれども、令和4年度の通学路合同点検による指摘があった4か所を交差点の安全対策対応をするために上げておるものでございます。

**藤田昌隆委員長**

あと1つ。

一時停止とかの線がありましたよね。

あれの引き直しを何か所かやっているとところがあったんですが、その辺は、市は全く関係してないですか。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

今おっしゃいました、一時停止の停止線、横断歩道などに関しましては、警察が対応しております。

で、市では、市道のうち、外側線――要は、道路の端っこのほうに、両脇に大体ありますけれども。

外側線などの消えかかっているところの塗り替えなどを対応しているところでございます。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

なぜこれを聞くかという、以前、一時停止の線が消えかかっているからしてくれと言ったら、警察には金がない、する予定はありませんとかいう冷たい返事を受けたことがあるんですよ。

で、この前線引きをしてあったんで、鳥栖市内の全部の引き直しをやるのかなと思ったんですが、そこはないですか。

知らない？

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

今のは停止線に係る話ですか。

**藤田昌隆委員長**

停止線もそうですけど、止まれもあるし、それから、今言った外側線、通学路ですよとかいうあの線も。

そういう全てのものに対して。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

それぞれ最初に申しあげましたとおり、停止線や横断歩道については警察の所管、それから、外側線など、今おっしゃった通学路とかが書いてある——路面標示と申しあげたんですけども、そういったものについては、市で行っているところもございます。

それぞれの所管で、私ども市のやり方としては、御要望を頂いたり、消えかかっているというような場所から、その年度年度で予算を計上しながら実施、対応をしているところがございます。

ですから、一遍に全部ということはなかなかできませんけれども、年次的にやっていきたいと思っております。

以上です。

#### **藤田昌隆委員長**

ぜひよろしくをお願いします。

#### **飛松妙子委員**

今の交差点の件ですが、せっかく写真と図面を載せていただいているんですが、具体的にこうなりますよってというのがあると、とても分かりやすいんですが。

言葉でガードパイプ設置と。

ガードパイプがないところに設置されるので、どんなふうに設置するのかなとかいうのが、やっぱり言葉だけでは分かりづらい。

で、先ほど、ボラードも交換するんですってことだったんですけど、例えば、高さがこの高さなのか、もっと高くなるのかとか、具体的にこんなふうになりますよってというのが、図面というか、絵で描いていただくと分かりやすいんですが、そういうのはお持ちですか。

#### **藤田昌隆委員長**

今実際に1か所、もうやってるところ、これがボラードですよとか、この高さとか……、じゃない？

#### **飛松妙子委員**

これがボラードですよじゃなくて、交差点に置く場合に、例えば、このボラードが今、石ですよ。

これと同じものを全く同じところに設置されるのか、それとも、高さがこのくらい違いますとか、具体的にその辺が分かると。

あともう一つは、ガードパイプがないところにガードパイプを設置と書かれてるので、具体的にガードパイプはどこに設置するんですよってというのが分かると審査しやすいのですが、何もない今の状態で、ガードパイプを四隅に設置しますよっていうだけじゃなくて、そういう絵があれば、出していただくと分かりやすいんですが、今実際にありますか。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

今、手元に作成してるものはございません。

すぐ対応ができませんので、口頭で御説明申し上げますと、まず、藤木交差点などについては、現在そういう車止めに関するものがございません。

ただ、イメージで申し上げますと、そのカーブ区間にガードパイプを立てて、そこから車が入ってこないようにするというのを予定しております。

**飛松妙子委員**

これを図で見ると、横断歩道が4か所ありますよね。

その横断歩道の手前の端から端を全てガードパイプで覆いますということではよかったですでしょうか。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

基本的な考え方は今おっしゃるとおりで、そのような形で設置する予定にしております。

横断歩道部には当然かからないようにしていきたいと思っております。

大官中央交差点を例に申し上げますと、そこのちょうど一番手前に擬石風の丸い石がございますけれども、ここに地上1.1メートルの高さの鉄の柱というイメージですけれども、そういったものを建てると。

擬石が今あるところをそういったものに替えるというようなことを予定しております。

また、ガードパイプにつきましては、絵のほうですけれども、こちらは少し変形の交差点ですけれども、そのうちカーブ区間が長いところ、北東と南西のそれぞれの部分について、先ほど申し上げましたとおり、横断歩道間のカーブ区間にガードパイプを設置するということを予定しております。

イメージとしてそういうことです。

以上です。

**飛松妙子委員**

今の写真で説明をすると、奥の信号が見えるところにガードパイプが来るというイメージでよかったですか。

手前の石があるところは石のみで、奥のところがガードパイプがあるよっていう。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

イメージとしてはそのようになります。

**飛松妙子委員**

その場合に、この自転車が通るところは、ガードパイプがあることによって不都合があったりとかいうのはありますか。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

先ほど説明が足りなかったかもしれませんが、横断歩道と申し上げた中で自転車通行帯も含めてしてますので、当然、自転車通行帯は阻害しないように設置します。

以上です。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

**久保山日出男委員**

予算じゃないんですが、今泉の踏切です。

踏切を渡って南下する直進です。

南部団地から上ってくるところは1回停止してるでしょう。

路面にグリーンが塗ってあるでしょう。

その手前の止まれが薄いらしいですよ。

それを誰かと申し上げますと、中村圭一議員が来るのとぶつかろうとしたらしい。

だから、もう一回、確認だけしておいてくれないかな、止まれの。

薄いみたいだから。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

止まれという路面標示の文字が薄いということですか。

**久保山日出男委員**

路面標示が薄い。

県がするのか分かりませんが、一度見てから、的確にしていただければと思います。

**藤田昌隆委員長**

担当は警察？

**久保山日出男委員**

それなら警察と話をしてください。

お願いしときます。

**藤田昌隆委員長**

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで質疑を終わります。



## 議案甲第59号鳥栖市空家等の適正管理に関する条例及び

### 鳥栖市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

#### 藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第59号鳥栖市空家等の適正管理に関する条例及び鳥栖市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

議案甲第59号鳥栖市空家等の適正管理に関する条例及び鳥栖市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

まず、改正の理由でございます。

国の法律でございます空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴いまして、当該法律の規定を引用する条例について、関係条項の整理を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、主に法の一部改正に伴って、条番号のずれが生じたために所要の改正を行うもの、また、放置すれば特定空家等になる恐れのある管理不全空家が新たに規定をされまして、管理不全空家等の所有者に対しまして、指導や勧告ができるようになるものでございます。

今回の法改正の背景でございますけれども、使用目的がない空き家がこの20年で約1.9倍に増加をしており、今後も増加が見込まれることから、除却等のさらなる促進に加えて、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空き家等の有効活用や適正な管理の確保を目的に、一部改正が行われたものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

#### 藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

#### 飛松妙子委員

この条例案を改正することによって、鳥栖市としてはどのように……、例えば、今まで困っていたことが改善できるとか、そういうことがありますでしょうか。

お尋ねいたします。

**三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

これまで、この空家等対策につきましては、やはり、まずもってその空き家が周辺環境に与える影響が一番の懸念材料でございました。

これが特定空家だけだったものが、今回、特定空家になる前の管理不全空家についても、勧告とか指導ができるようになりましたので、そういったところは、少し改善するものというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

ほかには。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ。



**報告第14号専決処分事項の報告について**

**報告第15号専決処分事項の報告について**

**藤田昌隆委員長**

報告第14号及び第15号専決処分事項の報告についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

2ページ目をお願いいたします。

道路の管理瑕疵に基づく損害賠償額を決定するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものでございます。

1件目ですが、相手方は個人、過失の割合につきましては、市4割、相手方6割でございます。

専決処分の日は令和5年11月8日でございます。

事件の概要といたしましては、令和5年7月1日午後8時頃、自家用車で市道上分・島線を走行中、現場の路面の陥没部に右側前輪が落輪した衝撃でタイヤを破損したものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

場所は同じ場所でございます。

これも相手方は個人、割合は市4割、相手方6割でございます。

専決処分の日は令和5年11月10日でございます。

事件の概要といたしましては、令和5年7月1日午後8時頃、2ページ目とほぼ同じ時間でございますけれども、自家用車で市道上分・島線を走行中、現場の路面の陥没部に左側前後輪が落輪し、タイヤを破損し、ホイールを損傷したものでございます。

以上、簡単でございますが報告といたします。

#### **藤田昌隆委員長**

これより質疑を行います。

#### **小石弘和委員**

破損は、上の部分は前輪タイヤですか、後ろのタイヤですか。

#### **大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

上のほうは前輪でございます。

#### **小石弘和委員**

その次の5万1,920円、これはどういうふうな陥没をしたかこの図面ではよく見えないわけですたいね。

そして、この後ろのタイヤの横が切れるというようなことは、ちょっと不思議な要素じゃないかなというふうな思いがするんですよ。

前輪であれば、ある程度横が切れるということは分かりますけど、後輪の横が切れて、ホイールがこんな状況になるというふうなことは、この陥没のところでの状況じゃないんじゃないかなというふうに、私は感じるんですけど。

その陥没の具合がこの図面では見えないわけです。

その点、御説明いただきたいと思うんです。

#### **江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長**

2ページ目のほうは右側前輪のタイヤということで、現場の上分・島線を南側から北側のほうに移動中に、陥没部分に右側のタイヤを落輪したという形でございます。

で、同じように3ページ目も、南側から北側へ移動中に、左側の前後輪が落輪した衝撃でタイヤとホイールを破損したと。

で、3ページ目のほうは、状況といたしましては、左側ですので、穴があったのでとっさによけようとしたと。

ただ、よけ切れずに穴に落ちてしまったという形で、ハンドルを右に切って、左側が落ち

たと。

2 ページ目のほうはそのまま、右側のほうにあった穴に、そのまま真っすぐ進んでいって落ちたというところで、右側と左側の違いはあるんですけども。

当日が6月29日からの大雨警報が出ているような中で、陥没についても、写真を撮ったのが夜で、非常に見づらいんですけども、穴の深さも15センチ以上あって、広さも30センチ弱ぐらいありました。

私が現場の対応をさせていただいたんですけども、そういった状況で、陥没としては結構大きなもので、当時、雨で陥没の穴が洗われて、結構大きな状況であったというところで、それをよけずにそのまま落輪された方と、3 ページ目がハンドルを切ったんだけどよけ切れず左側が落輪してしまったという状況でございます。

#### **小石弘和委員**

分かりづらい。

後で結構ですので、原課のほうで写真等、説明をしてください。

あなたの説明では分かりづらい。

以上です。

#### **藤田昌隆委員長**

後でまた説明を求めますか。

#### **小石弘和委員**

私が行きます。

#### **藤田昌隆委員長**

よろしくお願いします。

ほかには。

#### **和田晴美委員**

私からも、念のために同じ件で御質問させてください。

これは、7月1日ぐらいに穴が空いて、この2件以上ないということは、すぐに補修していただいたということ。

この2件でとどまっているのか心配だったので、確認させてください。

#### **大石泰之建設部次長兼維持管理課長**

この穴の補修につきましては、その日の夜10時半頃に補修を終わっております。

今、この件に関しまして、例えば、まだもう一方いっちゃるとかいうことはございません。

この2件で終わりだと考えております。



以上です。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そうしたら、質疑を終わります。

以上で建設課、維持管理課に対する質疑を終わります。

次に、都市計画課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

**午後 1 時40分休憩**

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

**午後 1 時45分開会**

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

**都市計画課**

**議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）**

**藤田昌隆委員長**

これより、都市計画課関係議案の審査を始めます。

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

**向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長**

それでは、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、都市計画課関係分について御説明を申し上げます。

資料につきましては、常任委員会資料の5ページ、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節2給料から節4共済費までは、給与改定等に伴うものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、県の都市計画基礎調査の負担金として、佐賀県へ支出するものでございます。

6ページをお願いいたします。

目2公園管理費、節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員の手当でございまして、期末手当の改定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたが、どなたか。

#### **齊藤正治委員**

都市計画基礎調査負担金は、いつからいつまでですか。

#### **向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長**

本年と来年、2か年になっております。

#### **齊藤正治委員**

その結果はこの委員会に公表されるのか、されないのか。

#### **向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長**

基礎調査の中身につきましては、県のほうで取りまとめをされますので、公開されるのかどうかについては、確認できておりませんが、いわゆる基礎調査でございますので、それを次の都市計画の見直しに使っていくということになると思います。

以上です。

#### **齊藤正治委員**

都市計画審議会での都市計画の5年に一遍の見直しの基礎になる分だと思うんですね。

だから、どうであったかっていうことはぜひ表に出して、県やら何やら分かりませんが、やっぱりきちんと説明すべきであると思うんですが、いかがでございますか。

#### **向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長**

今回の調査の中身については、人口動態であったりとか産業の分類、それから、土地利用の状況とか、そういったものが調査の対象になっておりますので、いわゆる、客観的に見たものでございますので、公表されるかどうかについては、存じ上げませんが、公表しても構わない中身ではないかなと思います。

以上です。

#### **齊藤正治委員**

ぜひ、県のほうに公表していただくようお願いしていただいて。

線引きをされていることを調査しながら、開放していくのかどうか知りませんが。

そういうことであろうかと思うんですけれども、だからそういったことを、ぜひ、公表していただくようお願いをしてください。

以上です。

#### **藤田昌隆委員長**

齊藤議員のほうから今要望がありました。答弁はありますか。

それに対しては何もない？

#### **向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長**

そういう御意見があったことについては、県のほうに申したいと思います。

#### **久保山日出男委員**

私も齊藤議員の質問の関連ですが、やはり、どういったものを県のほうが抽出をされて、どのように鳥栖市の地理条件、それから、通行量、そういうものを取っておられるのかを知る由としては絶対に必要だと思うんですよ。

だから、市からでも聞けるような状況をつくっていただければなと思います。

要望です。お願いします。

#### **飛松妙子委員**

今のところで確認ですが、先ほど、2023年度、2024年度分という説明をされました。

で、これは最初は312万3,000円で、今回、686万円の補正で998万3,000円、約1,000万円の予算となっておりますが、これ以上増える見込みがあるのかどうかと、2023年度、2024年度分で今回の調査は終わりということによかったのか教えてください。

#### **向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長**

今回補正をお願いするのは、県の基礎調査の686万円でございます。補正前の300万円については、別の負担金でございますので、今回はというか、負担するのはこれのみということなんです。

以上です。

#### **飛松妙子委員**

ということは、これ以上金額が増えることはないということによかったのでしょうか。

2023年度、2024年度の調査ということだったんですが、これ以上増えるかどうか分かりますか。

#### **向井道宣建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長**

この金額は確定でございます。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、都市計画課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、国道・交通対策課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

**午後 1 時52分休憩**



**午後 1 時54分開会**

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。



**国道・交通対策課**

**議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）**

**藤田昌隆委員長**

これより、国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**森岡敬晶国道・交通対策課長**

では、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）、国道・交通対策課分について御説明をさせていただきます。

委員会資料7ページをよろしくお願いいいたします。

まず、歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節4新幹線対策使用料の新鳥栖駅周辺駐車場使用料につきましては、新鳥栖駅周辺の駐車場の使用料の見込みにより、増額補正をするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、給与改定に伴うもの、また、人事異動に伴い、本課5人分の人件費を増額補正するものでございます。

以上、国道・交通対策課分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

#### 藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

本当はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないですね。分かりました。

それでは、質疑を終わります。



#### 藤田昌隆委員長

次に、現地視察についてお諮りをいたします。

議案調査に関する現地視察のため、議長に対し委員派遣を要求したいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

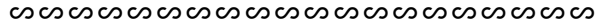
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、視察地、視察参加者、視察事項等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



**藤田昌隆委員長**

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

**午後 1 時58分散会**

令和5年12月19日（火）





## 1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 野下泰弘

## 2 欠席委員氏名

委員 和田晴美

## 3 説明のため出席した者の職氏名

経済部次長兼商工振興課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工振興課参事兼課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

農林課長 楠和久

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局事業課長 日吉和裕

上下水道局次長兼事業課浄水場長 平塚俊範

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長 向井道宣

国道・交通対策課長 森岡敬晶

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

## 5 日程

現地視察

株式会社基里OKファーム（永吉町）

交差点交通安全対策箇所（藤木町）

九州新幹線西九州ルートは新鳥栖駅を分岐とする意見書（案）

[採決]

自由討議

議案審査

議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案乙第32号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）

議案乙第33号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第35号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）

議案甲第59号鳥栖市空家等の適正管理に関する条例及び

鳥栖市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

議案甲第68号工事請負契約の変更について

[総括、採決]

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

株式会社基里OKファーム（永吉町）

交差点交通安全対策箇所（藤木町）

至 午前10時55分



午前11時12分開会

藤田昌隆委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。



九州新幹線西九州ルートは新鳥栖駅を分岐とする意見書（案）

藤田昌隆委員長

自由討議に入ります前に、九州新幹線西九州ルートは新鳥栖駅を分岐とする意見書（案）について議題としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見書（案）について御説明を申し上げます。

意見書（案）として、九州新幹線西九州ルートは、新鳥栖駅を分岐とする前提でありまして、九州新幹線西九州ルートにおける未合意区間（新鳥栖・武雄温泉間）の整備について、国土交通省をはじめ、佐賀県議会においても、現在様々な提案がされております。

また、今朝の新聞報道では、佐賀市議会は、九州新幹線整備特別委員会を設置すると。

設置の理由は、新幹線整備は市のまちづくりに大きく関係している、また、大きく動いていく可能性があるため、素早く対応できるようにということで、特別委員会を設置するというところでございます。

私も一般質問で申し上げましたが、山口知事が南周りルートという案に少し傾いてるような感じもいたしますし、発言もごさいます。

そういう中で、もう決めた、という後で市町に説明しても、もう遅うございますんで、県知事に対して、新鳥栖駅は、九州新幹線鹿児島ルート of 整備の際、西九州ルート of 計画策定に伴い、長崎方向への分岐駅として設置されたものであり、その重要性はこれからも変わるものではありません。

つきましては、佐賀県においては、過去の経緯を踏まえ九州新幹線西九州ルート of 国との協議の場では、分岐駅は新鳥栖駅となるよう協議を進めることを求めるものであるという理由で、この意見書を決議したいと思っております。

ぜひ、皆様方に委員会として賛成の意向をお願いしたいと強く思っております。

それでは、皆さんにお諮りいたします。

本意見書（案）については、本会議場での議決のために、建設経済常任委員会から議長へ提出することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、九州新幹線西九州ルートは新鳥栖駅を分岐とする意見書（案）は、本会議で議決するため、当委員会から議長へ提出することに決しました。

どうもありがとうございました。



## 自由討議

### 藤田昌隆委員長

それでは、自由討議を行います。今回付託された議案を含め、委員間で協議したいことがございましたら、御発言をお願いいたします。

ただし、正確な会議録作成のため、発言の際は必ず委員長の指名を受けてから、マイクのスイッチを入れて、御発言いただきますようお願いをいたします。

どなたかございますでしょうか。

### 飛松妙子委員

視察お疲れさまでした。

自由討議ですので、今後、建設経済常任委員会として、閉会中審査を含め、皆さんと一緒に学んでいきたいこと、また、審査をしていきたいことを協議していきたいと思っております。

その中の一つとして、今回、一般質問で上がった猟銃の許可証で公道使用を許可するっていう、その猟銃の許可について、今まで許可をしてなかった鳥栖市が許可をしたということで、その手続をどのように踏んで許可を出されたのか。

福岡県のほうはまだ許可をされてない中で、佐賀県の鳥栖市、あと、幾つかの市町で出されたということでしたので、その辺りのことを、私たち委員会としてもしっかり確認をしていきたいなと思っておりますので、今後、閉会中審査の中で原課のほうから御説明いただいで、いろいろ質疑をさせていただければと思っております。

**藤田昌隆委員長**

後で出てきますが、閉会中の継続審査についてという中で、事件として3番目に農林水産業に関する調査というものがございます。

今日は一般質問をされた和田議員が病欠でございますので、今後、閉会中の審査の中に入れて、お諮りはしたいと思っております。

それでよろしいですか。

**飛松妙子委員**

はい。

**藤田昌隆委員長**

それでは、自由討議をこれで終わります。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

**午前11時19分休憩**

oooooooooooooooooooooooooooooooo

**午前11時20分開会**

**藤田昌隆委員長**

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

## 総 括

### 藤田昌隆委員長

これより、総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

どなたかありますか。

### 飛松妙子委員

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

審査の中で、一つは今日視察させていただきました基里OKファームさんへの補助金を出してのフォークリフトと籠を見させていただきました。

で、籠を223個購入されるということで、その分は収穫した後に納品先に一旦置いて、保管をして、戻ってくるということをお聞きしましたので、その223個がなくならないように、きちんとした表示をお願いしたいなと思います。

あと、プレミアム付商品券を今回も出していただいておりますが、今後、プレミアム付商品券を出していただくときに、一般質問でも申し上げましたが、飲食店がまだまだ厳しいところもありますので、しっかりアンケートとかも取っていただいて、コロナ禍が明けたとは言え、なかなかまだ飲食店のほうが厳しい状況でもあるということでしたので、飲食店を応援することを、商工会議所のほうと話をさせていただきながら、応援をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

### 藤田昌隆委員長

私のほうから、この建設経済常任委員会は大きなテーマがあります。

アサヒビール、それから、今度新しく産業団地、それから、道路の問題。

たくさんの大きな問題を抱えていますので、一緒になって、いろんな解決方法を考えて、どンドン提言をしたいと思いますので、ぜひとも、皆様方の御協力をよろしく願いします。

以上で総括を終わります。



## 採 決

**藤田昌隆委員長**

それでは、これより採決を行います。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）**

**藤田昌隆委員長**

初めに、議案乙第30号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）についてお諮りをいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決をされました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**議案乙第32号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）**

**藤田昌隆委員長**

続きまして、議案乙第32号令和5年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**議案乙第33号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）**

**藤田昌隆委員長**

続きまして、議案乙第33号令和5年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



**議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）**

**藤田昌隆委員長**

続きまして、議案乙第34号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）についてお諮りをいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。



**議案乙第35号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）**

**藤田昌隆委員長**

続きまして、議案乙第35号令和5年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第2号）についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。





**議案甲第59号鳥栖市空家等の適正管理に関する条例及び  
鳥栖市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例**

**藤田昌隆委員長**

続きまして、議案甲第59号鳥栖市空家等の適正管理に関する条例及び鳥栖市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



**議案甲第68号工事請負契約の変更**

**藤田昌隆委員長**

続きまして、議案甲第68号工事請負契約の変更についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



**藤田昌隆委員長**

以上で、建設経済常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

ただいま議決した議案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



## 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の件

**藤田昌隆委員長**

続きまして、建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付の事件につきまして、委員会としてなお検討調査を要するため、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。

以上のとおり議長に申出をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって以上のとおり申出することに決しました。



**藤田昌隆委員長**

以上で本日の日程が終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

**午前11時27分散会**

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員会年長委員 小 石 弘 和

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆

